

今治市における空家等対策の推進に関する協定書

今治市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携し、今治市内の空家等対策を推進することにより、生活環境の向上を図るとともに、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）空家等の適切な管理に関すること
- （2）空家等の利活用の促進に関すること
- （3）管理不全な空家等への対策に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要なこと

（取組内容）

第4条 連携事項に係る具体的な取組内容については、その都度甲乙間にて協議の上、決定する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第3条に掲げる事項に取り組むに当たり知り得た個人情報については、本協定の期間中はもとより、本協定の終了後も漏えいし、許可なく第三者に対して開示し、又は不当に使用してはならない。

（他の関係団体との連携）

第6条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために甲が他の関係団体と締結した協定がある場合において、その団体とも互いに連携するものとする。この場合において、前条の規定にかかわらず、連携に必要な範囲内で情報を共有するものとする。

（協定の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれかが特段の申出を行わないときは、本協定は、当該有効期間が満了する日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月25日

甲 今治市別宮町1丁目4番地1

今治市長

乙